

■ 保育士就労支援補助事業

概要 保育士の資格を有する方で保育士・保育教諭として勤務していない者が市内の保育所等への就労を支援することにより、市内の保育所等における保育士等の確保を推進し、保育体制の強化を図ることを目的とする。

対象者 市に住民登録し、保育士等の資格を有する次の全てに該当する者

- ①平成 31 年 4 月 1 日以降市内の私立保育所，認定こども園，小規模保育事業，幼稚園において，保育士，保育教諭，看護師として勤務を開始した正規雇用職員
- ②当該保育所等における勤務開始日前 1 年以内に市内の他の保育所，幼稚園，認定こども園，小規模保育事業，認可外保育施設で保育士等として勤務をしていない者
- ③同一の保育所等に継続して 2 年以上勤務することが見込まれる者

補助額 20 万円 ※補助金の交付は同一の交付対象者につき 1 回限り

